

本書（第2分冊）は282 ページから 593 ページまでを収録しております。

1 ページから 281 ページまでは第1分冊に収録しております。

土地家屋調査士
分野別択一過去問題集（平成28年～令和7年）

分野別目次

第1分冊

I 民法・関連法規	1
I－1 総則	1
権利能力なき社団【重要度 ★★】令和2-1.....	1
制限行為能力者【重要度 ★★★】平成30-1.....	6
制限行為能力者【重要度 ★★★】令和4-1.....	10
制限行為能力者【重要度 ★★★】令和6-1.....	14
意思表示【重要度 ★★★】令和4-2.....	16
意思表示【重要度 ★★】令和7-1.....	20
無効及び取消し【重要度 ★★】令和5-1.....	24
代理【重要度 ★★】平成29-1.....	26
代理【重要度 ★★】令和3-1.....	30
時効【重要度 ★】平成28-1.....	34
時効【重要度 ★★】令和2-2.....	38
I－2 物権	42
物権的請求権【重要度 ★★★】令和元-1.....	42
物権的請求権【重要度 ★★★】令和5-2.....	44
物権（占有権）【重要度 ★★】令和3-2.....	46
物権（占有権）【重要度 ★★】令和7-2.....	50
物権変動と対抗要件【重要度 ★★】平成29-2.....	52
物権変動と対抗要件【重要度 ★★★】令和6-2.....	56
公道に至るための他の土地の通行権【重要度 ★★】令和2-3.....	58
隣地の使用請求権【重要度 ★★★】平成28-2.....	60
付合【重要度 ★★★】平成30-2.....	64
共有【重要度 ★★★】令和元-2.....	66
I－4 親族・相続	68
代襲相続【重要度 ★★★】平成30-3.....	68
代襲相続【重要度 ★★★】令和6-3.....	72
承認及び放棄【重要度 ★★】平成29-3.....	74
承認及び放棄【重要度 ★★★】令和4-3.....	78
承認及び放棄【重要度 ★】令和7-3.....	82
遺産分割【重要度 ★★★】平成28-3.....	84
遺言【重要度 ★★★】令和元-3.....	88
遺言【重要度 ★★★】令和5-3.....	90
相続及び遺言【重要度 ★★★】令和3-3.....	93
I－5 関連法規	97

建物の区分所有等に関する法律【重要度 ★★★】平成 30-11	97
Ⅱ 表示に関する登記総論	102
Ⅱ－1 表示に関する登記の特徴	102
不動産登記制度の特徴【重要度 ★★★】平成 29-4	102
登記官による調査【重要度 ★★★】平成 30-5	106
登記官による調査【重要度 ★★★】令和 5-4	108
Ⅱ－2 登記の対象となる不動産	110
建物認定【重要度 ★★★】平成 30-10	110
建物認定【重要度 ★★★】令和 4-10	112
建物認定【重要度 ★★★】令和 5-11	114
建物認定【重要度 ★★★】令和 6-12	116
建物の一個性【重要度 ★★】令和元-9	118
Ⅱ－3 管轄登記所	120
登記の申請と管轄【重要度 ★★★】令和元-4	120
Ⅱ－4 登記情報の保存と公開	124
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】令和 4-4	124
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】令和 7-5	126
登記情報等の公開【重要度 ★★★】平成 30-17	128
Ⅱ－5 地図と建物所在図	132
地図【重要度 ★★★】平成 30-6	132
地図【重要度 ★★】令和 5-6	134
地図【重要度 ★★】令和 6-6	138
地図等の訂正【重要度 ★★★】平成 29-12	140
地図等の訂正【重要度 ★★★】令和元-17	144
地図等の訂正【重要度 ★★★】令和 7-4	146
Ⅱ－6 申請人	148
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】平成 29-15	148
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】令和元-16	152
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和元-14	154
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和 6-11	156
代理人の代理権【重要度 ★★★】平成 28-7	158
代理人の代理権【重要度 ★】令和 2-4	160
代理人の代理権【重要度 ★★★】令和 7-7	164
嘱託登記【重要度 ★★★】令和 7-6	166
Ⅱ－7 却下と取下げ	168
却下と取下げ【重要度 ★★★】平成 29-10	168
却下【重要度 ★★★】令和 3-6	170
Ⅱ－8 添付図面	174
地積測量図【重要度 ★★★】令和元-7	174
地積測量図【重要度 ★★★】令和 7-9	176

地積測量図と地役権図面【重要度 ★★★】平成 28-11	178
地役権図面【重要度 ★★★】令和 6-10	180
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和元-10	182
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】平成 28-17	184
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 3-13	186
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 5-10	188
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 7-10	190
Ⅱ－９ 登記識別情報	192
登記識別情報の通知【重要度 ★★★】平成 29-5	192
登記識別情報の通知（及び証明の請求）【重要度 ★★★】令和 4-5	196
本人確認情報【重要度 ★★★】平成 30-7	198
登記識別情報の提供をすることができない場合【重要度 ★★★】平成 28-4	202
Ⅱ－１０ 図面、登記識別情報以外の添付情報	206
所有権を有することを証する情報【重要度 ★★★】平成 29-7	206
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 5-19	210
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 7-18	212
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 2-5	216
申請情報・添付情報（総合）【重要度 ★★★】平成 28-6	220
添付情報（総合）【重要度 ★】令和元-15	224
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 3-5	228
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 5-14	232
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 6-4	234
Ⅱ－１１ 申請情報、添付情報の提供	238
申請情報の内容【重要度 ★★★】平成 29-6	238
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和元-8	240
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】平成 30-4	242
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和 3-12	244
一括申請【重要度 ★★★】令和元-11	248
電子申請【重要度 ★★★】平成 29-8	250
電子申請【重要度 ★★★】平成 28-5	252
電子申請【重要度 ★★★】令和 3-4	255
電子申請【重要度 ★★★】令和 6-5	258
原本還付【重要度 ★★★】平成 29-9	262
Ⅱ－１２ 登録免許税	266
登録免許税【重要度 ★★★】平成 28-19	266
登録免許税【重要度 ★★】令和 2-19	268
登録免許税【重要度 ★★★】令和 7-19	272
Ⅱ－１３ 審査請求	274
登記官の処分に対する審査請求【重要度 ★★】平成 30-18	274
登記官の処分に対する審査請求【重要度 ★★★】令和 7-17	276

Ⅱ－１４ その他.....	278
登記完了証【重要度 ★★★】令和 3-7	278
第 2 分冊	
Ⅲ 表示に関する登記各論（土地）	282
Ⅲ－１ 登記事項.....	282
地番（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 3-9	282
地目認定【重要度 ★★★】平成 30-9	284
地目認定【重要度 ★★★】令和元-5	286
地目認定【重要度 ★★】令和 2-6	288
地目認定【重要度 ★★】令和 3-10	292
地目認定【重要度 ★★】令和 4-6	294
地目認定【重要度 ★★】令和 5-8	296
Ⅲ－２－① 各種の登記（報告的登記）	298
土地の表題登記【重要度 ★★★】令和 5-7	298
土地地目変更登記【重要度 ★★★】平成 28-8	300
土地地目変更登記【重要度 ★★★】令和 2-7	304
土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 2-8	308
土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 6-7	312
土地地目変更及び地積更正登記【重要度 ★★★】令和 4-7	316
土地滅失登記【重要度 ★★★】令和元-6	320
Ⅲ－２－② 各種の登記（創設的登記）	322
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 2-9	322
土地分筆登記【重要度 ★★★】平成 28-9	324
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 3-11	328
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 4-8	332
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 5-9	336
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 6-8	338
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 7-11	342
土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 28-10	346
土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 29-14	350
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 2-10	354
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 4-9	356
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 6-9	360
Ⅲ－２－③ 各種の登記（総合）	362
土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-13	362
土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 30-8	366
Ⅳ 表示に関する登記各論（建物）	368
Ⅳ－１ 登記事項.....	368

所在【重要度 ★★★】令和 2-11	368
所在【重要度 ★★★】令和 6-13	370
所在（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 4-11	372
種類【重要度 ★★★】令和 3-14	376
種類【重要度 ★★★】令和 7-12	378
構造【重要度 ★★★】平成 29-16	380
構造・床面積【重要度 ★★】平成 28-12	384
構造・床面積【重要度 ★★★】令和 2-12	386
床面積【重要度 ★★★】平成 30-13	388
床面積【重要度 ★★★】令和 4-12	390
床面積【重要度 ★★★】令和 5-12	392
敷地権【重要度 ★★★】令和 2-14	394
敷地権【重要度 ★★★】令和 7-13	396
Ⅳ－２－① 各種の登記（報告的登記）	398
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 4-13	398
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 5-13	400
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 7-14	402
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】平成 28-15	406
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 2-16	410
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 4-15	414
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 5-16	416
建物の表題部の変更の登記【重要度 ★★★】令和 3-15	418
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】平成 29-18	420
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 2-17	424
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 3-17	426
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 6-17	428
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 28-16	430
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-17	434
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-18	438
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】平成 30-12	442
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和元-13	444
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】令和 6-15	446
区分建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和 4-18	449
Ⅳ－２－② 各種の登記（創設的登記）	454
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 30-15	454
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 28-13	458
建物の分割の登記【重要度 ★★★】令和 5-15	462
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和元-12	466
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 3-16	468
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 6-16	472

建物の合併の登記【重要度 ★★★】平成 28-14	474
建物の合併の登記【重要度 ★★★】令和 4-16	478
IV-2-③ (団地) 共用部分である旨の登記	480
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】平成 30-16	480
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 3-18	482
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 5-17	484
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 7-15	486
IV-2-④ 附属建物に関する登記	488
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 2-13	488
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-14	492
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-14	494
附属建物に関する登記【重要度 ★★】平成 30-14	496
IV-2-⑤ 総合	500
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-17	500
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】令和元-18	504
V その他の表示に関する登記の論点	506
V-1 所有者に関する登記	506
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-11	506
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】令和 3-8	510
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】令和 7-8	512
V-2 総合	515
登記記録の内容【重要度 ★★】令和元-19	515
登記記録の内容【重要度 ★★★】令和 2-15	521
登記手続【重要度 ★★★】令和 5-5	528
VI 筆界特定	532
VI-1 筆界特定の申請	532
筆界特定の申請【重要度 ★★】平成 28-18	532
筆界特定の申請【重要度 ★★】令和 3-19	536
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 4-19	540
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 6-19	544
VI-2 筆界の調査等	546
筆界の調査【重要度 ★】平成 29-19	546
筆界の調査等【重要度 ★★★】令和 2-18	550
筆界の調査等【重要度 ★★★】平成 30-19	554
VI-4 その他	556
筆界特定（総合）【重要度 ★】令和 5-18	556
筆界特定（総合）【重要度 ★★★】令和 7-16	560
VII 土地家屋調査士法	564
VII-1 資格と登録	564
登録【重要度 ★★★】平成 30-20	564

Ⅶ－２ 業務	568
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★★★】令和 2-20	568
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★】平成 28-20	572
土地家屋調査士の義務【重要度 ★】令和元-20	576
Ⅶ－３ 調査士法人	578
調査士法人【重要度 ★★★】平成 29-20	578
Ⅶ－８ 総合	582
総合【重要度 ★★★】令和 3-20	582
総合【重要度 ★★★】令和 4-20	584
総合【重要度 ★★★】令和 5-20	586
総合【重要度 ★★★】令和 6-20	588
総合【重要度 ★★★】令和 7-20	590

年度別索引

		年 度											
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
問 題 番 号	1	34	26	6	42	1	30	10	24	14	20	1	問 題 番 号
	2	60	52	64	66	38	46	16	44	56	50	2	
	3	84	74	68	88	58	93	78	90	72	82	3	
	4	202	102	242	120	160	255	124	108	234	146	4	
	5	252	192	106	286	216	228	196	528	258	126	5	
	6	220	238	132	320	288	170	294	134	138	166	6	
	7	158	206	198	174	304	278	316	298	312	164	7	
	8	300	250	366	240	308	510	332	296	338	512	8	
	9	324	262	284	118	322	282	356	336	360	176	9	
	10	346	168	110	182	354	292	112	188	180	190	10	
	11	178	506	97	248	368	328	372	114	156	342	11	
	12	384	140	442	466	386	244	390	392	116	378	12	
	13	458	362	388	444	488	186	398	400	370	396	13	
	14	474	350	496	154	394	376	492	232	494	402	14	
	15	406	148	454	224	521	418	414	462	446	486	15	
	16	430	380	480	152	410	468	478	416	472	560	16	
	17	184	500	128	144	424	426	434	484	428	276	17	
	18	532	420	274	504	550	482	449	556	438	212	18	
	19	266	546	554	515	268	536	540	210	544	272	19	
	20	572	578	564	576	568	582	584	586	588	590	20	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
		年 度											

※本書の内容に修正等があった場合は、下記ホームページにてお知らせいたします。

<http://www.lec.jp.com/chousashi/>

(解説文中の条文、判例、先例の略号について)

※条文略号

不動産登記法第 34 条第 1 項第 1 号	…… (34 I ①)
不動産登記令第 7 条第 1 項第 1 号	…… (令 7 I ①)
不動産登記規則第 34 条第 1 項第 1 号	…… (規 34 I ①)
不動産登記事務取扱手続準則第 67 条第 1 項第 1 号	…… (準 67 I ①)
民法第 13 条第 1 項第 1 号	…… (民 13 I ①)
建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 1 項	…… (区分 2 I)
借地借家法第 10 条第 1 項	…… (借地借家 10 I)
登録免許税法第 31 条第 3 項	…… (登税法 31Ⅲ)
登録免許税法別表第一の一の(十)のイ	…… (登税法別表第一・一・(十)イ)
登記手数料令第 3 条第 1 項	…… (手数料令 3 I)
土地家屋調査士法第 2 条	…… (土 2)
土地家屋調査士法施行令第 2 条	…… (土施行令 2)
土地家屋調査士法施行規則第 17 条	…… (土規 17)
日本土地家屋調査士会連合会会則第 4 条	…… (会 4)

※条文を連記する場合

不動産登記法第 51 条第 1 項、同法第 30 条	…… (51 I ・ 30)	法律が同じ場合はナカグロで表記
民法第 423 条第 1 項、不動産登記法 59 条第 7 号	…… (民 423 I 、 59⑦)	法律が異なる場合は読点で表記

※先例略号

昭和 39 年 8 月 2 日民事甲第 285 号民事局長通達	…… (昭 39.8.2 第 285 号)
昭和 59 年 9 月 4 日民事三第 812 号民事局長通達	…… (昭 59.9.4 第 812 号)

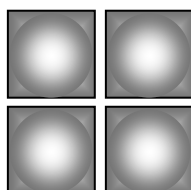
※判例略号

昭和 7 年 5 月 9 日の大審院の判例	…… (大審院判例昭 7.5.9)
昭和 42 年 8 月 25 日の最高裁判所の判例	…… (最高裁判例昭 42.8.25)

— 重要度について —

当年の試験終了後に L E C が受験生の皆さんに行ったアンケート又は
W e b 択一リサーチの集計結果における正解率

★★★	・・・	70%以上の方が正解した問題
★★	・・・	50%以上 70%未満の方が正解した問題
★	・・・	50%未満の方のみ正解した問題



問題・解説

平成28年～令和7年

第2分冊

Ⅲ 表示に関する登記各論（土地）

Ⅲ－１ 登記事項

地番（又は家屋番号）【重要度 ★★★】令和 3-9

土地の地番又は建物の家屋番号に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。

イ 登記官は、地番が著しく錯雑している場合には、必要があると認められるときであっても、当該地番を変更することができない。

ウ 10 番 1 の土地と 10 番 2 の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を 10 番 2 とすることができる。

エ 地番が 10 番 1 の土地に 2 個の建物が存する場合において、当該 2 個の建物のうち先に登記された建物の家屋番号が「10 番 1 の 1」のときは、後に登記する他の建物の家屋番号は「10 番 1 の 2」となる。

オ 地番が「5 番 1」である土地と「6 番 1」である土地にまたがって建物が存し、これらの土地上に他に登記された建物が存しない場合において、当該建物の床面積が多い部分の存する「5 番 1」の土地が A 登記所の管轄区域に属し、「6 番 1」の土地が当該建物に関する登記の事務をつかさどる指定を受けた B 登記所の管轄区域に属するときは、当該建物の家屋番号は「6 番 1」となる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

【R3-9】正解 3

＜分野＞	地番と地番区域／地番（又は家屋番号）
＜体系＞	Ⅲ－1
＜型式＞	組合せ型

＜解説＞

- ア 正 地番は、地番区域ごとに起番し、土地の位置がわかりやすいものとなるように定めるものとする（規98）。抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用しない（準67Ⅰ②）。
- イ 誤 地番が著しく錯雑している場合において、必要があると認めるときは、その地番を変更しても差し支えない（準 67Ⅳ）。
- ウ 誤 合筆した土地については、合筆前の首位の地番をもってその地番とする（準67Ⅰ⑥）。ただし、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めて差し支えない（同⑦）
- エ 正 家屋番号の定め方について、不動産登記事務取扱手続準則第 79 条第 2 号は、一筆の土地の上に 2 個以上の建物が存する場合には、敷地の地番と同一の番号に、1、2、3 の支号を付して、例えば、地番が「5 番」であるときは「5 番の 1」、「5 番の 2」等と、地番が「6 番 1」であるときは「6 番 1 の 1」、「6 番 1 の 2」等の例により定めるとしている。したがって、本肢の場合、10 番 1 の土地に存する 2 個の建物について、先に登記された建物の家屋番号が「10 番 1 の 1」であるときは、後に登記する他の建物の家屋番号は「10 番 1 の 2」となる。
- オ 正 家屋番号の定め方について、二筆以上の土地にまたがって 1 個の建物が存する場合には、主である建物（附属建物の存する場合）又は床面積の多い部分（附属建物の存しない場合）の存する敷地の地番と同一の番号をもって、主である建物が二筆以上の土地にまたがる場合には、床面積の多い部分の存する敷地の地番と同一の番号をもって定めるとされる（準 79③前段）。なお、建物が管轄登記所を異にする土地にまたがって存する場合には、管轄指定を受けた登記所の管轄する土地の地番により定めるとされる（同後段）。本肢の場合、6 番 1 の土地が当該建物の管轄指定を受けた登記所の管轄区域に属するので、当該建物の家屋番号は「6 番 1」となる。
- 以上から、誤っているものは**イウ**であり、正解は**3**である。

地目認定【重要度 ★★★】平成 30-9

次の対話は、土地の地目に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

教授： 土地の地目について考えてみましょう。

公衆の遊楽のために供する土地の地目と競馬場内の馬場の地目は、同じ地目ですか。

学生：ア 公衆の遊楽のために供する土地の地目は雑種地であり、競馬場内の馬場の地目も雑種地であることから、同じ地目です。

教授： 幼稚園の園舎の敷地の地目と、その園舎と一体的に利用されている運動場の地目は、同じ地目ですか。

学生：イ 幼稚園の園舎の敷地の地目は学校用地であり、その園舎と一体的に利用されている運動場の地目も学校用地であることから、同じ地目です。

教授： 共同住宅の敷地の地目と石油タンクの敷地の地目は、同じ地目ですか。

学生：ウ 共同住宅は登記の対象となる建物ですから、その敷地の地目は宅地であるのに対し、石油タンクは登記の対象とならない建造物ですから、その敷地の地目は雑種地であるので、違う地目です。

教授： 高圧線の下で他の目的に使用することができない区域にあるものの地目と変電所の敷地の地目は、同じ地目ですか。

学生：エ 高圧線の下で他の目的に使用することができない区域にあるものの地目は雑種地であるのに対し、変電所の敷地の地目は宅地であるので、違う地目です。

教授： 最後に、かんがい用の水路の地目と水力発電のための排水路の地目は、同じ地目ですか。

学生：オ かんがい用の水路の地目は用悪水路であるのに対し、水力発電のための排水路の地目は雑種地であるので、違う地目です。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

【H30-9】正解 4

＜分野＞ 地目／地目認定
＜体系＞ Ⅲ－1
＜型式＞ 組合せ型

＜解説＞

- ア 誤 公衆の遊樂のために供する土地の地目は「公園」であり（準 68㉔）、競馬場内の馬場の地目は「雑種地」である（準 69⑧）。したがって、公衆の遊樂のために供する土地の地目と競馬場内の馬場の地目は、同じ地目ではない。
- イ 正 校舎・附属施設(体育館・図書館等)の敷地及び運動場の地目は「学校用地」である（準 68④）。ここでいう学校とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・養護学校・専修学校等の、学校教育法によって定められた学校をいう。したがって、幼稚園の園舎の敷地の地目とその園舎と一体的に利用されている運動場の地目は、同じ地目である。
- ウ 誤 共同住宅とは、居住の用に供する1棟の建物の内部が居住単位に仕切られていて、数世帯がそれぞれ独立して生活できる構造の建物であり、登記の対象となる建物である（規 113 I 参照）。当該建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地の地目は「宅地」である（準 68③）。これに対して、石油タンクは登記の対象とならない建造物であるが（準 77㉔ア）、ガスタンク敷地又は石油タンク敷地の地目は「宅地」である（準 69⑩）。したがって、共同住宅の敷地の地目と石油タンクの敷地の地目は、違う地目ではない。
- エ 誤 高圧線の下で他の目的に使用することができない区域の地目は「雑種地」であり（準 69⑬）、鉄塔敷地又は変電所敷地の地目は「雑種地」である（準 69⑭）。したがって、高圧線の下で他の目的に使用することができない区域にあるものの地目と変電所の敷地の地目は、違う地目ではない。
- オ 正 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路の地目は「用悪水路」である（準 68⑯）。これに対して、水力発電のための水路又は排水路の地目は「雑種地」である（準 69⑤）。したがって、かんがい用の水路の地目と水力発電のための排水路の地目は、違う地目である。

以上から、正しいものは**イオ**であり、正解は**4**である。